熊本県感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要領

(目的及び趣旨)

第 1 医学の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、 新たな感染症の出現や既知の感染症再興、また、国際交流の進展に伴い感染症は新 たな形で脅威を与えている。

感染症の患者の人権を尊重しつつ、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症の発生に際し迅速かつ的確に対応することにより、まん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図るため補助金を交付する。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則 第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要 項」という。)に定めるもののほか、この要領に定める所による。

(補助金等の交付申請)

- 第2 要項第3条第1項の交付申請書は、補助金の交付決定を受けようとする年度の 11月30日までに提出するものとする。
- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を補助事業者が押印して証明したものとする。
- 4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
 - (1) 感染症指定医療機関運営事業費所要額調書(別記様式第2号)
 - (2) 感染症指定医療機関運営事業費所要額明細書(別記様式3号)
 - (3) その他参考となる資料

(補助事業等の内容等の変更)

- 第3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。
- 2 変更収支予算書及びその他必要とする書類は、第2の第3項及び第4項の規定及 び様式を準備する。

(申請の取下げ)

第4 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第5 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった翌年度の6月10日(規則第5条第1項第1号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日)とする。
- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記様式第4号によるものとする。

- 3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を当該 補助事業者が押印して証明したものとする。
- 4 要項第9条第2項第3号のその他必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 感染症指定医療機関運営事業費精算書(別記様式第5号)
 - (2) 感染症指定医療機関運営事業費実績額明細書(別記様式第6号)
 - (3) その他参考となる資料

附則

この要領は、平成16年10月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。